

## 第 10 章 準備書についての意見と都市計画決定権者の見解

### 10.1 住民からの意見の概要及びこれに対する都市計画決定権者の見解

大阪市環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づく、大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価準備書に対する住民からの意見の概要とこれに対する都市計画決定権者の見解は、表 10.1.1 のとおりである。

表 10.1.1 住民からの意見及びこれに対する都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
シールドによる振動及び騒音がどれだけ生じるか具体的に説明して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"><li>・本環境影響評価は「大阪市環境影響評価条例」に基づき実施しており、環境影響評価方法書の縦覧や市民への意見募集等を行った上で、事業による環境への影響の予測・評価結果等を記載した環境影響評価準備書を作成し、縦覧及び地元説明会を実施してきた。</li><li>・「シールドによる振動及び騒音」については、それぞれについて、列車走行に伴うもの、 工事中のもの、に大別して整理した見解は次のとおりである。</li></ul> <p>【振動について】</p> <p>列車走行に伴う振動は、防振低減効果の大きい軌道の採用等により、人が振動を感じ始めるとされている振動感覚閾値（55 デシベル）を下回ると予測しており、環境に及ぼす影響は小さいものと考えられる。工事中の振動は、シールド機自身が大きな振動を発生させるものではないため、シールド機直上の地上部において、振動が環境に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</p> <p>【騒音について】</p> <p>列車の走行に伴う騒音は、シールドが地下の閉じられた空間になるため、地上部において、騒音が環境に及ぼす影響は小さいものと考えられる。工事中の騒音は、シールド工事が地下の閉じられた空間での行為になるため、地上部において、騒音が環境に及ぼす影響は小さいものと考えられる。</p>

## 10.2 市長意見及びこれに対する都市計画決定権者の見解

大阪市環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく、大阪都市計画都市高速鉄道 なにわ筋線に係る環境影響評価準備書に関する市長意見とこれに対する都市計画決定権者の見解は、表 10.2.1 のとおりである。

表 10.2.1 市長意見及びこれに対する都市計画決定権者の見解

市長意見	都市計画決定権者の見解
<b>大気質</b>	
<p>各予測区間における予測結果は環境基準値を下回っているものの、その影響は広範・長期に及ぶことから、建設機械の稼働の分散を図るとともに、最新の排出ガス対策型建設機械を積極的に採用し、更なる環境負荷の低減に努めること。</p>	<p>今後の工事計画の策定にあたっては、周辺の大気環境への影響をさらに軽減できるように詳細検討を行う。特に掘削工事や土留工事等の長期間、常時稼働する建設機械は、市場性を考慮して最新の排出ガス対策型の採用に努める。さらに、建設機械の稼働が空間的、時間的に分散するよう工事計画を検討する。また、工事中の環境保全措置の実施状況及び建設機械の稼働状況等を把握し、環境保全対策の効果が確実に得られるよう適切な施工管理を行う。</p>
<b>騒音</b>	
<p>1 事業計画路線のうち地上区間周辺には中高層住宅等が立地しているため、計画段階から最新技術を用いた防音壁やレール構造の変更など複数の対策について検討を行い、適切に実施することにより、騒音影響の低減を図ること。</p> <p>2 工事期間が長期に及ぶこと、施工範囲に近接して住居が存在することから、予測の前提とした対策に加えて、技術開発の状況を踏まえた最新の超低騒音型建設機械を積極的に導入するなど、騒音影響の更なる低減を図ること。</p>	<p>1 沿線に近接した既存の住居及び中高層住宅等の環境保全対象施設の高さ方向で指針に示された騒音レベルを超える地点があるため、今後実施する鉄道構造物の設計において、セミシェルターなどの最新の技術も踏まえた具体的な対策内容やその実施箇所について検討し、関係機関や地域住民等とも十分調整を図りながら、適切な措置を講じる。また、掘削壁面の吸音材については吸音率 0.9 以上のより吸音効果のある材料を選定するとともに、線路は分岐部等を除いて可能な限りレールの継目解消（長尺レール化）を図る。さらに、鉄道供用後に伴う事後調査の結果も踏まえて、必要に応じて適切な措置を講じることにより、騒音の低減に努める。</p> <p>2 建設機械の選定に際しては、市場性を考慮して最新の超低騒音型建設機械を積極的に採用する。さらに、建設機械の稼働が空間的、時間的に分散するよう工事計画を検討する。また、工事中の環境保全措置の実施状況及び建設機械の稼働状況等を把握し、環境保全対策の効果が確実に得られるよう適切な施工管理を行うとともに、必要に応じて、工事ヤード付近の騒音レベルを計測し、表示を行う。</p>
<b>景観</b>	
<p>地上構造物は、大阪の都心部に位置し、存在感が大きいものとなることから、デザインや色彩等については、関係機関等と十分に協議を行い、優れた地域景観の創造に努めること。</p>	<p>地上構造物のデザインについては、今後、関係機関と協議を行い、騒音対策への配慮も踏まえ、さらには必要に応じて専門家の意見等を聞きながら詳細設計を進める。</p>

## 第 11 章 特定届出の種類

本事業に必要な特定届出等は、以下に示すとおりである。

### < 特定届出 >

土壤汚染対策法第 4 条第 1 項による届出

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5 第 1 項の規定による報告

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定による届出

騒音規制法第 14 条第 1 項の規定による届出

振動規制法第 14 条第 1 項に規定による届出

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 87 条第 1 項の規定による届出

大阪府生活環境の保全等に関する条例第 93 条第 1 項の規定による届出

大阪府自然環境保全条例第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届出

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 1 項の規定による申請及び第 19 条第 1 項に規定する届出

景観法第 16 条第 1 項の規定による届出

建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請

文化財保護法第 93 条第 1 項の規定による届出

### < 許可等 >

鉄道事業法第 3 条による鉄道事業許可

鉄道事業法第 8 条による工事の施行の認可

鉄道事業法第 61 条による鉄道線路の道路への敷設許可

道路法第 32 条による道路の占用の許可

河川法第 26 条による工作物の新築等の許可

河川法第 24 条による河川の占用の許可



## 第 12 章 環境影響評価の委託先

名 称 ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社

氏 名 代表者 代表取締役社長 土肥 弘明

所在地 大阪市淀川区西中島 5 丁目 4 番 20 号

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 29 情複、第 1317 号）